

(趣旨)

第 1 条 この規則は、[玉名市民会館条例\(平成 17 年条例第 16 号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 玉名市民会館(以下「会館」という。)を使用しようとする者又は許可された事項を変更しようとする者(以下「申請者等」という。)は、玉名市民会館ホール使用申請書(大ホール)([様式第 1 号](#))、玉名市民会館ホール使用申請書(マルチホール)([様式第 1 号の 2](#))又は玉名市民会館会議室等使用申請書([様式第 2 号](#))を提出しなければならない。

2 申請者等は、[前項](#)に規定する申請書を[次の各号](#)に掲げる施設又は設備の区分に応じ、[当該各号](#)に定める期間内に提出しなければならない。

(1) 大ホール、マルチホール、練習スタジオ(大ホール又はマルチホールと併せて使用する場合には、大楽屋、中楽屋又は小楽屋 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の 1 年前から 7 日前まで

(2) 練習スタジオ([前号](#)に該当する場合を除く。) 使用日の 1 月前から 3 日前まで

(3) 第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室、第 4 会議室、第 5 会議室又は和室 使用日の 1 年前から当該使用日まで

3 市長は、[前項](#)の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、[同項各号](#)に定める期間を変更することができる。

(令元規則 5・一部改正)

(使用許可書の交付)

第 3 条 市長は、[前条第 1 項](#)の規定による申請に基づき許可するときは、玉名市民会館使用許可書([様式第 3 号](#))を申請者等に交付するものとする。

(令元規則 5・一部改正)

(使用許可の順位)

第 4 条 使用申請する日時が同時である場合の使用許可順位は、申請の順位によるものとする。

(使用時間)

第 5 条 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び設備等を原状に回復するために要する時間を含めたものとする。ただし、冷暖房に要する準備時間については、この限りでない。

(令元規則 5・一部改正)

(使用料)

第 5 条の 2 [条例別表第 2 の 1](#)区分ごとの使用料として規則で定める額は、[別表](#)のとおりとする。

2 [前項](#)の使用料を計算するに当たっては、午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 6 時から午後 10 時までの使用にあつては 1 区分、午前 9 時から午後 5 時まで及び午後 1 時から午後 10 時までの使用にあつては 2 区分、午前 9 時から午後 10 時までの使用にあつては 3 区分とする。

(令元規則 5・追加)

(使用取消しの手続)

第 6 条 会館の使用許可を取り消そうとする者は、玉名市民会館使用取消届([様式第 4 号](#))を提出しなければならない。

(使用料の減免)

第 7 条 [条例第 10 条](#)の規定により減免の措置を受けようとする者は、玉名市民会館使用料減免申請書([様式第 5 号](#))により申請しなければならない。

2 [条例第 10 条](#)の規定による減免の基準は、次に掲げる場合の区分に応じ、[当該各号](#)に定める額とする。

(1) 災害その他の緊急事態発生のため、応急施設として臨時に使用させる場合 100 分の 100

(2) [前号](#)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額

(平 18 規則 6・平 28 規則 39・一部改正)

(使用料の還付)

第 8 条 [条例第 11 条各号](#)のいずれかに該当するときは、玉名市民会館使用許可取消通知書([様式第 6 号](#))により使用の許可を取り消された者に対し、それぞれ[次の各号](#)の額を還付する。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰し得ない事由により使用できなくなったとき又は市の都合で使用許可を取り消したときは、未使用期間につき 100 分の 100

(2) 使用の取消しを 5 日前までに申し出た場合は、100 分の 60

(3) [前 2 号](#)に定めるもの以外で特別の考慮を必要とするものについては、市長が別に定める。

(平 18 規則 6・一部改正)

(会館の毀損及び滅失の届出)

第9条 使用者は、会館を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその理由を記載し、玉名市民会館毀損(滅失)届(様式第7号)を提出しなければならない。

(平28規則39・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定)

第10条 条例第12条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条第1項中「玉名市民会館ホール使用申請書(大ホール)(様式第1号)、玉名市民会館ホール使用申請書(マルチホール)(様式第1号の2)又は玉名市民会館会議室等使用申請書(様式第2号)」とあるのは「指定管理者が定める申請書」と、第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「玉名市民会館使用許可書(様式第3号)」とあるのは「当該指定管理者が定める許可書」と、第6条中「玉名市民会館使用取消届(様式第4号)」とあり、及び前条中「玉名市民会館毀損(滅失)届(様式第7号)」とあるのは「指定管理者が定める届」と読み替えるものとする。

(平18規則6・全改、平28規則39・令元規則5・一部改正)

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月3日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の玉名市民会館条例施行規則(昭和42年玉名市規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月27日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月27日規則第66号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の玉名市民会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成23年8月10日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月28日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月30日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表(会議室に係る部分に限る。)の規定は、令和2年4月1日以後の器具等の使用に係る使用料について適用し、同日前の器具等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の別表(会議室に係る部分を除く。)の規定は、令和2年6月1日以後の器具等の使用に係る使用料について適用し、同日前の器具等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第5条の2関係)

(令元規則5・追加)

(単位 円)

	器具名	単位	金額			
			大ホール	マルチホール	練習スタジオ	会議室
音響器具	拡声装置	一式	3,300	2,200	1,100	550
	ワイヤレスマイク	1本	1,100	1,100	—	330
	ダイナミックマイク	1本	330	330	330	—
	コンデンサーマイク	1本	660	—	—	—
	三点つりマイクrohon	一式	1,650	—	—	—
	MD/CDプレーヤー	1台	660	—	—	—
	CF/CDレコーダー(SD対応)	1台	660	660	660	—
	映像再生装置	一式	880	—	—	—

	ビデオプロジェクター	1台	8,800	6,600	—	—
	マイクスタンド	1本	220	220	220	—
	移動型スピーカー	1台	1,100	1,100	—	—
	PA卓持込み	1台	1,100	550	—	—
	音響効果機器	1台	660	660	660	—
照明器具	天井反射板ライト	一式	1,650	—	—	—
	サスペンションライト	1列	1,100	880	—	—
	Horizontライト	1列	2,200	—	—	—
	シーリングスポットライト	1台	330	330	—	—
	フロントサイドライト	1台	330	—	—	—
	プロセニウムサスペンションライト	1台	330	330	—	—
	ピンスポットライト	1台	2,200	1,100	—	—
	ボーダーライト	1列	1,100	—	—	—
	トーマンタルスポットライト	1台	330	—	—	—
	ギャラリーサイドライト	1台	—	330	—	—
	ストリップライト	1台	440	—	—	—
	スポットライト	1台	330	330	—	—
	スタンド類	1台	220	220	—	—
	アクセサリ類(タネ板)	1枚	220	220	—	—
	照明効果機器	1台	660	660	—	—
舞台器具等	スクリーン	1幕	1,320	—	—	550
	大黒幕	1幕	660	—	—	—
	暗転幕	1幕	1,100	—	—	—
	Horizont幕	1幕	660	—	—	—
	引割幕・袖幕	1幕	660	—	—	—
	引割幕・袖幕(掛替え)	1幕	2,200	—	—	—
	バトン	1本	220	220	—	—
	音響反射板	一式	6,600	—	—	—
	所作台	一式	5,500	—	—	—
	所作台	1台	220	—	—	—
	松羽目(ドロップ式)	一式	1,320	—	—	—
	竹羽目(付属品付)	一式	1,320	—	—	—
	金びょうぶ(保管箱付)	1双	1,650	—	—	—
	仮設鳥屋囲い	一式	1,320	—	—	—
	開き足	1脚	110	—	—	—
	木台	1個	110	—	—	—
	箱足	1個	110	—	—	—
	箱階段	1台	110	—	—	—
	めくり台	1台	330	220	—	—
	演台(花台・脇台付)	一式	880	—	—	—
	演台(マルチホール用)	1台	—	660	—	—
	平台	1台	110	—	—	—
	司会者台	1台	330	330	—	—
	指揮者台	1台	330	—	—	—
	指揮者用譜面台	1台	220	—	—	—
	演奏者用譜面台	1台	220	—	—	—

演奏者用椅子	1脚	110	—	—	—
高座用座布団	1枚	220	—	—	—
上敷	1枚	220	—	—	—
緋毛せん(ネル)	1枚	220	—	—	—
人形立(ウェイト付)	1本	110	—	—	—
つり看板	一式	550	550	—	—
ひな壇用毛込みパネル	一式	220	—	—	—
バレエシート	1枚	1,100	—	—	—
舞台セット(美術・装飾)持込み	1台	660	660	—	—
簡易ステージ	一式	—	—	—	1,100
器具持込み	1kw	220	220	220	—
机	1台	110	110	110	—
椅子	1脚	50	50	50	—
ピアノ(スタインウェイ)	1台	8,800	—	—	—
ピアノ(ヤマハI)	1台	6,600	6,600	6,600	—

様式第1号(第2条関係)  
(令元規則5・全改)

様式第1号(第2条関係)

五名市議会ホール使用申請書(ホール)

五名市長様  
五名市社会教育委員会事務局を承請の上、次のとおり使用申請します。

申請日	年 月 日( 曜日)	使用日	年 月 日( 曜日)	使用時間	
申請者	住所 氏名	主催者の住所 氏名 入場予定人員	( )人	区分	回数
入場料徴収	1 する( ) 2 しない( )	使用目的		1 回目	
				2 回目	

使用施設器具	千 定			準 定		
	使用時間 自時分 至時分	使用料	使用時間 自時分 至時分	使用料	使用時間 自時分 至時分	使用料
<input type="checkbox"/> ホール						
<input type="checkbox"/> 舞台のみ						
<input type="checkbox"/> 大楽屋 ( 室)						
<input type="checkbox"/> 中楽屋 ( 室)						
<input type="checkbox"/> 小楽屋 ( 室)						
<input type="checkbox"/> 練習スタジオ <input type="checkbox"/> 練習スタジオのみ						
音響器具等						
照明器具						
冷暖房						
ホール冷暖房使用・暖房使用( 時間)						
大楽屋冷暖房使用・暖房使用						
中楽屋冷暖房使用・暖房使用						
小楽屋冷暖房使用・暖房使用						
練習スタジオ冷暖房使用・暖房使用						
合 計						

使用許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号 第 号

様式第1号の2(第2条関係)  
(令元規則5・追加)

玉名市長 様

玉名市民会館条例及び関係施行規則を承諾の上、次のとおり使用申請します。

申請日	年 月 日(曜日)	使用日	年 月 日(曜日)		
申請者	住所氏名 TEL	申請者の住所氏名 入場予定人数 ( )人	( )曜日・( )土・日・祝		
入場料徴収	1 する( ) 2 しな( )ない	使用目的			
		使用期間	区分	開場	閉場
			1回目		
			2回目		
使用施設器具		予定	使用施設器具		
		使用時間	予定	使用時間	使用料
		自時分 末時分	使用時間	使用時間	使用料
		使用料	自時分 末時分	使用料	使用料
<input type="checkbox"/> マルチホール <input type="checkbox"/> 舞台のみ <input type="checkbox"/> 大楽屋 ( ) 席 <input type="checkbox"/> 中楽屋 ( ) 席 <input type="checkbox"/> 小楽屋 ( ) 席 <input type="checkbox"/> 練習スタジオ			舞 台 器 具 等		
合 音 器 具					
照 明 器 具					
				冷房使用・暖房使用 ( ) 時間	
				大楽屋冷房使用・暖房使用	
			中楽屋冷房使用・暖房使用		
			小楽屋冷房使用・暖房使用		
			練習スタジオ冷房使用・暖房使用		
使用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	合 計	円
	年 月 日	第 号	第 号		円

様式第2号(第2条関係)

(平 18 規則 66・全改、平 23 規則 28・令元規則 5・一部改正)

様式第2号(第2条関係)

玉名市民会館会議室等使用申請書						
玉名市長 様				年 月 日		
申請者住所氏名(団体の場合団体名併記)						
TEL ( )						
玉名市民会館条例及び同条例施行規則を承諾の上、次のとおり申請します。						
主催者の氏名(団体名)				使用年月日	年 月 日使用	
				使用目的		
入場予定人員	人	※紛失・盗難・焼失等あらゆる損害を生じても、貴会館に損害賠償等の要求はいたしません。				
区 分	予 定			決 定		
	使 用 時 間		使 用 料	使 用 時 間		使 用 料
	自 時 分	至 時 分		自 時 分	至 時 分	
第1会議室						
第2会議室						
第3会議室						
第4会議室						
第5会議室						
和 室						
マイク使用						
スクリーン						
簡 易 ステージ						
冷暖房使用						
電気器具持込						
合 計						
許可年月日	年 月 日			年 月 日		
許可番号	第 号			第 号		

※太線の枠内を記入してください。

使用料の欄は、記入しないでください。

様式第3号(第3条関係)

(平 18 規則 66・全改、令元規則 5・一部改正)

様式第3号(第3条関係)

玉 名 市 民 会 館 使 用 許 可 書 第 年 月 日 号 様 玉名市長 <span style="float: right;">印</span>	
下記のとおり使用を許可します。	
主 催 者 の 住 所 ・ 氏 名	
使 用 目 的	
使 用 条 件	
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで  年 月 日 時 分から 時 分まで
使 用 室	
使 用 施 設 器 具	
特 殊 器 具	
備 考	

[使用上の注意]

- 1 玉名市民会館条例及び同施行規則を厳守し、係員の指示に従うこと。
- 2 許可なく使用許可以外の施設等を使用しないこと。
- 3 施設、設備等を損傷し、又は汚損したときは、速やかに係員に報告しその指示に従うこと。
- 4 許可なく壁、柱等に張紙、釘打ち等しないこと。
- 5 火災予防については、万全の措置をとること。
- 6 使用時間を厳守し、使用後は直ちに整理、清掃し原状に復すこと。
- 7 使用時間には、準備及び後片付けの時間も含む。

[様式第4号\(第6条関係\)](#)

様式第4号(第6条関係)

玉名市民会館使用取消届					
年 月 日					
玉名市長 様					
申請者住所 氏 名					
印					
次のとおり市民会館の使用を取り消したく届け出ます。					
許可番号年月日	第 号	年 月 日			
使 用 日 時		年 月 日( 曜)	時から	時まで	
		年 月 日( 曜)	時から	時まで	
使用を取り消そうとする施設器具					
使用を取り消そうとする理由					
※既納の使用料	円	※施行規則第8条第号による還付額	円		

注 ※印の箇所は記入しないこと。

[様式第5号\(第7条関係\)](#)



様式第5号(第7条関係)

玉名市民会館使用料減免申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
玉名市長 様	申請者住所 氏名 <span style="float: right;">㊦</span>
玉名市民会館条例施行規則第7条の規定により使用料の減額免除を申請します。	
施設区分	
使用者住所氏名	
使用日時	自 年 月 日 時から 至 年 月 日 時まで
使用目的	
申請理由	
備考	
※(A)使用料	円
※(B)減免額	円
※(A-B)差額	円
※減額又は免除に決定した理由	

注 ※印の箇所は記入しないこと。

[様式第6号\(第8条関係\)](#)

様式第6号(第8条関係)

玉名市民会館使用許可取消通知書			
		年 月 日	
様		玉名市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
玉名市民会館使用許可第 号を交付しましたが、下記によりその使用を取り消します ので通知します。			
記			
使用を取り消す 日 時			
使用を取り消す 施 設 器 具			
使用を取り消す 理 由			
既納の使用料	円	調定額異動	年 月 日
施行規則第8条 第 号による 還 付		還 付 番 号	第 号

[様式第7号\(第9条関係\)](#)

(平 28 規則 39・一部改正)

様式第7号(第9条関係)

玉名市民会館毀損(滅失)届		
年 月 日		
玉名市長 様		
住所 氏名 ㊟		
下記のとおり毀損(滅失)しましたので届け出ます。ついては、玉名市民会館条例第15条の規定に基づき弁償します。		
記		
毀損(滅失)箇所	数 量	毀損(滅失)の 内 容